

保育料無償化における保育料等について

【第2号認定者用】

- 令和元年10月から**保育料、入園料及び預かり保育料**(満3歳児は非課税世帯のみ対象)が**無償化の対象**となります。保育料等の支払方法は次のとおりです。

保育料

- 法定代理受領方式（保護者に代わって幼稚園が受領する方式）となります。
月額保育料が25,700円以下の場合は、幼稚園への支払は不要となります。
25,700円を超える場合は、差額分を幼稚園に支払う必要があります。

入園料

- 入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。**
※月額利用料が、入園料と合わせて上限25,700円を上回る場合は、上限額までが無償化の対象です。
※幼稚園により支払い方法（償還払い又は法定代理受領方式）が異なります。

<給付額の算出方法>

手順①	上限額	25,700円	- 保育料	円 / 月 =	Ⓐ	円
手順②	入園料	円	÷ 在籍月数	か月 =	Ⓑ	円
給付額	ⒶとⒷのいずれか小さい金額	Ⓒ 円	× 在籍月数	か月 =	Ⓓ 給付額	円

※小数点以下切捨て

預かり保育料

※保育の必要性の認定を受けた方のみ対象

- 償還方式（保護者支払い分について、請求に基づき市が直接給付する方式）となります。
一度利用料を園にお支払いただき、上限額以内の利用料を、指定された各個人の口座へ、市から後日給付します。

<給付額の算出方法>

手順①	1日当たりの単価	450円	× 利用日数	日 =	Ⓐ	円
手順②	当月の上限額	Ⓐと11,300円(*)のいずれか小さい金額 (*)満3歳児クラスの非課税世帯は16,500円	円	Ⓑ	円	
給付額	当月の利用料 (施設に支払った額)	円	と Ⓑ 円	いずれか 小さい金額	Ⓓ 給付額	円

<裏面へ>

預かり保育料

※保育の必要性の認定を受けた方のみ対象

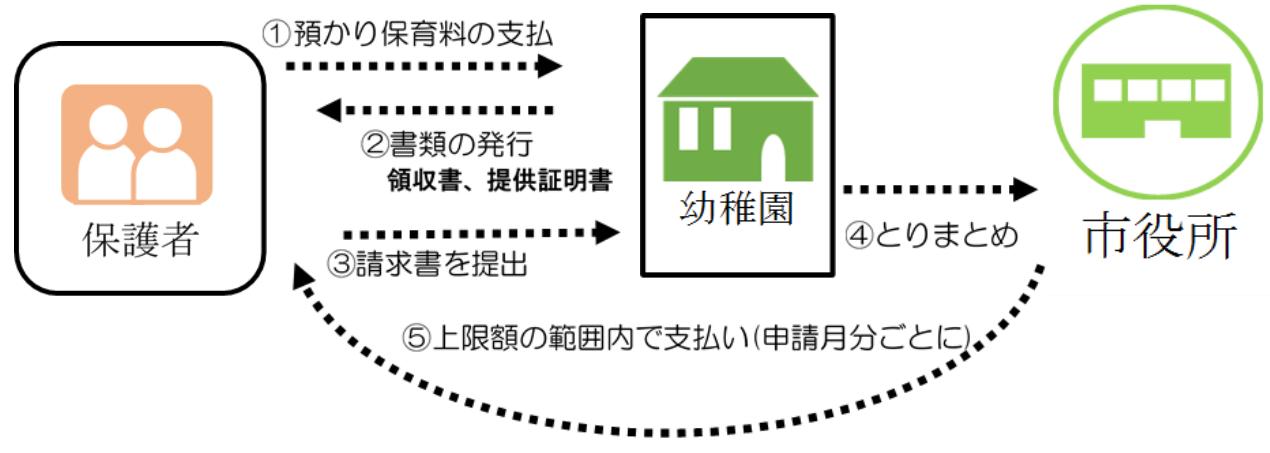
【提出書類】①振込口座登録書（初回のみ）

②請求書 ※同一年度内分は、まとめて請求することも可能です。

【提出先】各幼稚園（園が指定する期限まで）

【振込日】請求書受付月の翌々月の末日まで

預かり保育料（イメージ）



※無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要がありますが、預かり保育の利用については、従前と同様にご利用いただけます。

補足給付事業

○年収360万円未満世帯の児童又は小学校3年生までのきょうだいが2人以上いる児童分の副食費（給食のおかず代）を補助する事業です。
対象者には、幼稚園を通じて直接申請書をお渡しします。（7月ごろ予定）